

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和4年4月8日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 石倉 三良

1 業務概要

(1) 業務の名称 千歳(3補)庁舎整備基本検討

(2) 履行場所 北海道千歳市

(3) 業務内容 本業務は、以下の業務を行う業務である。

本業務は、千歳基地における庁舎建替(約11,000㎡)に係る下記の業務を行うものである。

【千歳基地】

①建築業務

・施設等要求に係る資料の作成

資料収集及び整理等

施設等要求事項の取り纏め及び施設要求計画図の作成

②設備業務(電気・機械・通信)

・施設等要求に係る資料の作成

資料収集及び整理等

施設等要求事項の取り纏め及び施設要求計画図の作成

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月20日まで

(5) その他

ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に紙入札方式変更届を下記4(1)に提出した場合、紙入札方式に代えるものとする。

イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う試行対象業務である。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難しいものは、発注者に紙契約希望届を提出し紙契約に代えるものとする。

(6) 電子契約

ア 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより行う試行対象業務である。

イ 受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難しい

ものは、発注者に紙契約希望届を下記6に提出し、紙契約に代えるものとする。

記載様式は別紙様式第13とする。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者は、次の(1)から(15)に掲げる資格要件を満たしている単体企業又は(1)、(3)、(4)、(6)から(16)に掲げる資格要件を満たしている共同体であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」「電気」「機械」及び「通信」の全てに係る「A」の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
 - (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 参加申込書及び資格確認資料（以下「参加申込書等」という。）提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北海道防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (5) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成24年4月1日から公示日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。
 - ・同種業務：国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積3,000㎡/棟以上の新設基本検討又は新設基本設計業務
 - ・類似業務：国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積1,000㎡/棟以上の新設設計業務
- ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。
- (6) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は説明書による。

- (7) 北海道防衛局が発注した業務のうち、令和2年度及び令和3年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。
- ア 配置予定管理技術者
- 配置予定管理技術者については、次の各項目に示す条件をすべて満たす者である。
- (ア) 一級建築士の資格を有すること。
- (イ) 平成24年4月1日から公示日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務の経験を有する。
- ・ 同種業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積3,000㎡/棟以上の新設基本検討又は新設基本設計業務
 - ・ 類似業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積1,000㎡/棟以上の新設設計業務
- ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。
- (ウ) 公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満である。なお、公示日現在の手持ち業務に北海道防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。
- 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。
- (エ) 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。
- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (10) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
- イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
- ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (11) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく1級建築士事務所登録を有すること。
- ~~(12) 北海道防衛局の管轄内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が存在すること。~~

~~(13) 守秘性に関する要件~~

~~ア 守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されていること。~~

~~イ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修会を定期的実施していること。~~

~~(14) 申立・公平性に関する要件~~

~~建設工事に係る防衛省競争参加資格において、北海道防衛局に競争参加を希望していないこと。~~

(15) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

(16) 共同体の要件

ア 共同体の構成

代表者は、測量・建設コンサルタント等業務「建築」「電気」「機械」及び「通信」のいずれかの「A」の格付を有すること。

代表者以外の構成員は測量・建設コンサルタント等業務「建築」「電気」「機械」及び「通信」のいずれかの「A」の格付を有すること。

ただし、代表者及び代表者以外の構成員で測量・建設コンサルタント等業務「建築」「電気」「機械」及び「通信」の全ての「A」の格付を有すること。

イ 構成員の技術的要件

次に示す業務について、元請けとして平成24年4月1日から公示日までに完了又は引渡し完了した業務の実績を有すること。

- ・代表者は、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積3,000㎡/棟以上の新設基本検討又は新設基本設計業務

- ・代表者以外の構成員は、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積3,000㎡/棟以上の新設基本検討又は新設基本設計業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者について、次の各項目の評価基準により評価を行い、上位3から5者を選抜し、技術提案書の提出者として選定する。ただし、同評価の提出者が5者を越えて存在する場合には5者を超えて選定する場合がある。

ア 企業の実績及び能力

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ その他

(2) 提出された技術提案書の特定

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次の各項目の評価基準により評価を行い、上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行わない。

ア 配置予定管理技術者の経験及び能力

イ その他

ウ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

エ 特定テーマに対する技術提案

4 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042

北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 公示日から令和4年4月21日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

ただし、最終日は正午まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat XI形式)

図面類 : PDF (Acrobat XI形式)

申請書類 : Word (2013形式) 又は一太郎 (Gov 7形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書

留郵便と同等のものに限る。) (以下「郵送等」という。) 又は電子メールにより提出 (電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、PDF形式とする。以下同じ。) したうえで、データを保存するために必要なCD-R (未使用に限る。) 1枚及び着払いのラベル (宅配業者の場合) 又は切手 (日本郵便の場合) を貼付した返信用の封筒を持参又は送付すること。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年4月22日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、業務説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年6月3日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、業務説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店)。ただし、利付国債の提供 (取扱官庁北海道防衛局) 又は金融機関若しくは保証事業会社の保証 (取扱官庁 北海道防衛局) をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。
- (7) 詳細は業務説明書による。